

くらし資金貸付制度

○対象者

- (1) 低所得のため、一時的な出費等によって、生計の維持が困難な世帯
- (2) 設楽町内に居住する方

○資金使途

生活費、医療費、その他暮らしを営む上で必要と認められるもの

○貸付限度額

10万円を上限とする。

ただし、設楽町社会福祉協議会が保有する原資残高の範囲内とする。

また、償還中の新たな貸し付けは行わない。

○貸付条件

- (1) 利 率 無利子
- (2) 保証人 連帯保証人 1名以上 (原則、設楽町内に住所を有すること。)
- (3) 償 還 貸し付けの日から9か月以内に一時または分割払いで償還する。
ただし、繰り上げ償還を妨げない。

○提出書類・添付書類

- (1) 借入申込書
- (2) 印鑑証明(本人、連帯保証人)
- (3) 運転免許証等の写し(本人確認のため)
- (4) 勤務状況、収入の状況がわかる書類(源泉徴収票、給与明細等)

○その他、制度の詳細は「くらし資金貸付制度の概要」による。

詳しくは、設楽町社会福祉協議会(電話 0536-62-1848)までお問い合わせください。